

【報告書裏面】
【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】		【注6】	
取引種類		証券発行体の区分		約定年月日		報告者コード		勘定区分（信託勘定保有銀行等）		書類番号	
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義
20	居住者の買入	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMMDD	西暦年月日 (8桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定	(4桁)	報告者記載 (0001~)
21	居住者の売却	02	外貨証券：居住者発行								
22	非居住者への償還金の支払	03	円払証券：非居住者発行								
23	非居住者からの償還金の受取	04	円払証券：居住者発行								

【明細項目】

【注7】		【注8】		【注9】		【注10】		【注11】		【注12】		【注13】				
証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域		証券種類（外貨証券）又は証券銘柄（円払証券）		証券種類コード		証券銘柄コード（円払証券）		長短区分		外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分		売買金額				
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義			
外貨証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	証券種類 名称を記入	100	株式	<ブランク>	00	中長期 (1年超)	100	自己取引 (非居住者との直接取引)	(千米ドル単位)	(3桁) <下表参照>	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
						110	株式配当				200	銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引				
						120	新株予約権等				【銀行等又は金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理による非居住者との取引分】					
						160	投資信託に係る株式及び受益証券									
						210	国債									
						220	政府機関債									
						230	国際機関債									
	240	地方債														
	290	その他債券(事業債等)														
	310	譲渡性預金証書	<ブランク>	株式等		300	一般政府									
	320	コマーシャル・ペーパー				310	銀行等(銀行勘定)									
	399	その他の証券				<ブランク>	株式等		320	信託銀行(銀行勘定)						
									350	信託銀行(信託勘定)						
									360	金融商品取引業者(投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人を除く)						
370					生命保険会社											
380					損害保険会社											
390			投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人													
400			その他													
400	中央銀行															

【注12】		【注12】		【注12】		【注12】		【注12】		【注12】	
通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165		
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166		
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167		
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168		
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	E C U	169		
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	S D R	170		
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171		
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172		
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173		
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174		
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175		
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シケケル	176		
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177		
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニューージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178		
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179		
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999		

- 【注1】 取引種類 居住者の買入を「20」、売却を「21」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の寄託を非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した（非居住者へ支払った）場合は「22」として、外貨証券では、自己の保有する証券又は居住者から寄託を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「23」として記入すること。
- 【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては、非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。
- 【注3】 約定年月日 年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日及び明細項目の決済年月に同じ）。日付は2桁で記入すること。この際、本省令第21条の規定により報告する者は、実際の営業日に該当する「01」から「31」を記入し、それ以外の者は、「99」とすること。
- 【注4】 報告者コード 日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
- 【注6】 書類番号 報告者ごとに0001番からの連続番号を記入すること。
- 【注7】 証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域 非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方の所在国又は地域をそれぞれ本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
- 【注8】 証券種類（外貨証券）又は証券銘柄（円払証券） 外貨証券の場合は証券種類名称を、円払証券の場合は証券銘柄コードに対応する具体的な証券銘柄名称をそれぞれ記入すること。
- 【注9】 証券銘柄コード（円払証券） 円払証券は、証券種類コード名称の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。円払証券の記入にあつては、証券コード協議会（金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。）の定める銘柄コード（4桁）を記入すること。
- 【注10】 長短区分 一非上場の証券であつてコード番号の付されていない証券は、コード番号を9999とする。負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期（00）、1年以内のものを短期（01）とすること。
- 【注11】 外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分 外貨証券売買取引について非居住者との直接取引（自己取引100）と、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引（以下「経由取引」という。）を区分して記入すること。
- 一経由取引にあつては、外国証券会社などとの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に取次ぎなどを依頼した場合は「200」として記入すること。また、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に準じて記入するほか依頼者について上記表中の「一般政府（300）」から「中央銀行（400）」の11業態を分けて記入すること。なお、円払証券売買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者となつた取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。
- 【注12】 売買金額、原通貨コード 売買金額は外貨証券に係る報告については米ドルに換算するうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。また、当該証券の券面通貨についてコード表に従い記入すること。
- 【注13】 決済年月 当該売買契約に係る決済年月を記入する（年月の記入は【注3】に準ずる。）。

「証券売買契約状況等報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2023 年 6 月)

1. 報告を要する者

(1) 取得譲渡の一括報告者

- ・ 非居住者との間で証券の取得又は譲渡を行った銀行等及び金融商品取引業者で、①当該取得又は譲渡に加え、②当該取得又は譲渡を行った日の属する月中において行ったその他の取得又は譲渡の全部又は一部について、一括して報告する者。

(2) 媒介等取引の一括報告者

- ・ 他の居住者と非居住者との間の証券の取得又は譲渡の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という）をした銀行等及び金融商品取引業者で、①当該媒介等をした取得又は譲渡に加え、②当該媒介等をした日の属する月中において媒介等をしたその他の取得又は譲渡の全部又は一部について、一括して報告する者。

(3) 承認金融機関

- ・ 外為令第 11 条の 2 第 5 項第 11 号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（報告省令第 21 条の規定により報告をする者を除く）。

(4) 報告省令第 22 条第 1 項に規定する報告機関

- ・ 外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ト又はチに規定する外国為替業務（注 1）に係る取引又は行為の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人（報告省令第 21 条の規定により報告をする者を除く）。

(5) 報告省令第 22 条第 2 項に規定する報告機関

- ・ 外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ト又はチに規定する外国為替業務（注 1）に係る取引又は行為の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第 3 号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人（報告省令第 21 条の規定により報告をする者を除く）。

—— (4)、(5) は、条件付売買、貸借取引を含んだ合計額。

(6) 指定報告機関

- ・ 外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ト又はチに規定する外国為替業務（注 1）に係る取引又は行為の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人。

- ・ 外為令第 18 条の 7 第 3 項により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人。

(注 1) ト. 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

チ. 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

(注 2) 媒介、取次ぎ又は代理取引については、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」の定義を参照のこと。このうち「媒介」については、媒介を行った者と媒介を受けた者との間で確認する等により、二重報告や報告漏れのないよう報告すること。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第 9 条第 2 項第 1 号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第 13 条第 2 項第 1 号（1.（2）に該当する者）
 - 同条第 3 項又は第 4 項の規定に該当する銀行等又は金融商品取引業者を除く。
 - （1）及び（2）に関して、法第 55 条の 3 第 5 項の規定に基づく一括報告の場合は、報告省令第 5 条の規定の適用を受ける小規模の資本取引は報告の対象外であるが、当該小規模の資本取引を除外することが困難な場合は、当該小規模の資本取引を含めて報告して差し支えない。
- (3) 報告省令第 14 条第 1 項第 8 号、同第 14 条の 2 第 1 項第 4 号、第 14 条の 3 第 1 項第 6 号（1.（3）に該当する者）
- (4) 報告省令第 22 条第 1 項第 1 号（1.（4）に該当する者）
- (5) 報告省令第 22 条第 2 項第 1 号（1.（5）に該当する者）
- (6) 報告省令第 21 条（1.（6）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62 番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱 30 号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

- (1) 1.（1）、（2）、（3）又は（5）に該当する者：毎月中（1 日～月末日）
- (2) 1.（4）に該当する者：外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超えた月の翌月中（翌月 1 日～月末日）
- (3) 1.（6）に該当する者：毎日

5. 報告書の提出期限

- (1) 1. (1) 又は (2) に該当する者 : 翌月 20 日
 (2) 1. (3)、(4) 又は (5) に該当する者 : 翌月 15 日
 (3) 1. (6) に該当する者 : 約定日の翌々営業日
 (4) 1. (3) ~ (6) に該当する者が行った報告省令第 10 条第 1 項及び第 3 項における取引 : 翌月 20 日

— (1)、(2) 又は (4) の提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日までに提出すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

— (3) については、提出期限に当たる日の午前 10 時までには提出すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1 部

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨証券は千米ドル単位、円払証券は百万円単位(単位未満四捨五入)
 (2) 米ドル以外の外国通貨を米ドルに換算する場合のレート：報告省令レート

8. 報告の対象

- (1) 報告者区分による報告の相違

- ・ 報告書には、非居住者との外貨証券又は円払証券に係る売買の状況（受渡しの状況）又は売買契約の状況を記入すること。報告の対象となる売買は、一般売買（買切り、売切り。対内直接投資の引揚げを含む）であり、条件付売買（現先取引）、貸借取引を除くこと。なお、条件付売買及び貸借取引において、取引期間終了時に証券の受渡をせず、金銭により決済する場合も一般売買として記入すること。
- ・ 直接投資に関連する証券売買のうち、①対外直接投資に係る売買（取得又は処分した株式、出資証券又は会社型投資信託に係る株式が、完全子会社による所有分も含めて、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の総額の 10% 以上になる「対外直接投資」）、②対内直接投資に係る売買（本邦法人の発行済株式の総数又は出資金額の総額の 10% 以上になる、若しくは議決権保有比率が 10% 以上になる「対内直接投資」）、③特定取得（外為法第 26 条第 3 項）の事前届出に係る事後報告（実行報告）の対象となる取引は報告に含めないこと。一方、④対内直接投資の引揚げは本報告書により報告すること。その場合、一般売買の報告とは別葉としその右肩に「対内直接投資の引揚げ」と記入して報告すること。
- ・ 法人格のない組合（海外のパートナーシップを含む）に対する出資は、外為法上の証券には該当しないことから資本取引及び外国為替業務としての報告は不要であり、本報告書による報告を要しない（別途、「支払又は支払の受領に関する報告書」（報告省令別紙様式第 1～第 4）により報告すること）。
- ・ また、報告者毎に次のとおり報告対象が異なるため、報告事項に誤りのないよう注意すること。

イ. 売買の状況を報告する者

(イ) 取得譲渡の一括報告者：

報告対象月中に非居住者との間で受渡しを行った証券の取得又は譲渡を契約した月毎に取りまとめて記入すること。

(例) 4 月中に受渡しを行った証券売買について、3 月中に契約を結んだものと 4 月中に契約を結んだものが混在する場合、報告書は約定月を基準に 3 月分と 4 月分の 2 か月分を作成し、5 月 20 日までに提出すること。

(ロ) 媒介等取引の一括報告者：

報告対象月中に非居住者との間で受渡しを行った自己取引及び媒介等取引に係る証券の取得又は譲渡を契約した月毎に取りまとめて記入すること。

—— 記入の方法は (イ) の一括報告者と同様。

—— (イ) 及び (ロ) に関して、自己取引と媒介等取引は別業としないこと (明細項目のコードにより区分する)。

—— (イ) 及び (ロ) に該当する者の報告の対象は、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」(同記入の手引 1. 報告を要する者 を参照) に準ずる。

ロ. 売買契約の状況を報告する者

(イ) 承認金融機関 (指定報告機関を除く)：

報告対象月中の自己取引及び媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

—— 対象となる自己取引と媒介等取引に係る当該月の売買契約の状況を記入すること (当該月中に決済されたものではない)。

(ロ) 報告省令第 22 条第 1 項に規定する報告機関 (指定報告機関を除く)：

自己取引又は媒介等取引の月中合計額が 100 億円を超えた月の翌月中の自己取引又は媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

—— 100 億円を超えた月の翌月中に決済されたものではない。

(ハ) 報告省令第 22 条第 2 項に規定する報告機関 (指定報告機関を除く)：

財務大臣から指定された期間中の自己取引及び媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

(ニ) 指定報告機関：

財務大臣から指定された期間における日々の自己取引及び媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

※上記 (イ) ~ (ニ) に該当する者が、報告省令第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき別紙様式第 13 により報告する資本取引を、本様式により同時に報告する場合においても、売買契約の状況を記入すること。

(2) 証券の定義

イ. 外貨証券とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。

—— 次のものは証券券面が円建であっても外貨証券となるので注意すること。

(イ) 本邦企業又は外国企業等が海外で発行したユーロ円債券。

(ロ) 非居住者が国内で発行した円建債券（サムライ債）のうち償還が外貨となるもの（二重通貨債券）及び利払いが外貨となるもの（逆二重通貨債券）。

ロ. 円払証券とは、本邦において発行され、かつ本邦通貨をもって支払われる証券をいう。

(3) 「証券の発行又は引受けに係る証券の取得又は譲渡」及び「新株予約権又は新投資口予約権の行使等に係る株式等の取得又は譲渡」取引に係る留意点

以下、イ. 及びロ. ①に該当する場合は、別葉とし、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」（報告省令別紙様式第 13）を用いて当該様式で求められる報告事項を報告すること。この場合、報告書の提出期限は、「証券を取得又は譲渡した日」又は「支払又は支払の受領を行った日」のいずれか遅い日から 20 日以内とする。

—— 提出期限が休日の場合は、休日の翌日までに提出すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

イ. 証券の発行又は引受けに係る証券の取得又は譲渡

① 引受契約を結ぶ場合

報告者が海外において証券を発行した場合の非居住者引受人への譲渡及び非居住者が本邦で発行した証券について引受人となった報告者の取得。

—— 「証券の取得又は譲渡に関する報告書」の取引の種類は、「7) その他（）」とし、かつこ内に「証券発行」又は「発行時引受」と記入すること。

—— 非居住者が発行する外国投信等について、銀行等、金融商品取引業者が販売会社となった場合は、当該外国投信等の国内投資家への販売状況を「銀行等又は金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理による非居住者との取引分」として本報告書で報告すること。

② 引受契約を結ばない場合（私募形式で発行される円建外債等の直接購入）

国内で円建外債等を発行する非居住者発行体からの直接購入。

—— 「証券の取得又は譲渡に関する報告書」の取引の種類は、「7) その他（）」とし、かつこ内に「非居住者発行体からの私募サムライ債の取得」等と記入すること。

ロ. 新株予約権又は新投資口予約権の行使等に係る株式等の取得又は譲渡

—— 当該株式等の取得又は譲渡について、報告者が他の居住者から委託を受けて行った媒介取引を含む。

① 非居住者から新株予約権又は新投資口予約権の行使を受けて、株式等を譲渡した場合

当該株式等の譲渡をした場合は、別葉とし、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」（報告省令別紙様式第 13）を用いて当該様式で求められる報告事項を報告すること。この場合、報告書の提出期限は、「証券を取得又は譲渡した日」又は「支払又は支払の受領を行った日」のいずれか遅い日から 20 日以内とする。

—— 提出期限が休日の場合は、休日の翌日までに提出すること。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

—— 「証券の取得又は譲渡に関する報告書」上に記入する取引の種類は、「7) その他（）」とし、当該取引の内容を（）内に簡便に記入すること。

② 新株予約権を行使し、非居住者発行株式を取得した場合や、他社株転換条項付債券について非居住者が保有する株式での償還を受けた場合

株式の取得並びに新株予約権の消滅及び債券の処分等を、本報告書により以下のとおり報告すること。

- A. 新株予約権を保有し、当該新株予約権を行使して株式を取得した場合は、当該株式の取得のほか、当該新株予約権の消滅も報告すること。但し、金銭に代えて債券で払込みを行った場合は、さらに当該債券の譲渡も報告すること（時価により報告する。時価の算出が困難な場合は、簿価により報告しても差支えない）。なお、約定日は払込日とする。
- B. 転換社債型新株予約権付社債（いわゆるCB）を保有し、当該新株予約権を行使して株式を取得した場合は、当該株式の取得のほか、当該社債の償還も報告すること。なお、約定日は払込日又は権利行使の請求日とする。
- C. 他社株転換条項付社債（いわゆるEB債）を保有し、株式での償還を受けた場合は、当該株式の取得のほか、当該社債の償還も報告すること。なお、約定日は社債の償還日とする。

(4) その他

国内の取引所取引については、非居住者顧客からの売買注文を受けた居住者（金融商品取引業者等）が、取引種類を「居住者の買入」又は「居住者の売却」に区分し報告すること。

9. 記入の方法と留意点

(1) 全般

イ. 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

ロ. 「報告者の区分」欄

1.銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2.その他金融機関」に分類すること。 (1)銀行（日本銀行を除く） (2)協同組織金融機関 (3)公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4)その他法律に基づいて設立される金融機関
2.その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3.一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入、為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4.中央銀行	日本銀行が該当する。
5.その他	1.～4.に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

ハ. 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

ニ. 「担当者氏名（電話番号）」欄

(イ) 担当者は本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

(ロ) 電話番号は、できるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号、担当部署名を補記すること。

ホ. 「本報告の法律上の根拠」欄

根拠規定として該当する条項に○を付すこと。両方の根拠規定に該当する場合又は報告省令第 13 条第 3 項又は第 4 項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。

(イ) 1. (1) 又は (2) に該当する者：「1. 法第 55 条の 3 第 5 項」

(ロ) 1. (3)、(4)、(5) 又は (6) に該当する者：「2. 法第 55 条の 7」

(2) 共通項目

イ. 「取引種類」欄

報告者である居住者を主体とした売買、償還について次のとおり記入すること。

・居住者の買入：20

・居住者の売却：21

—— 「株式・持分配当金」及び「投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金」のうち、資本の取り崩し及び元本の払戻しによるもの（清算配当金を含む）は本報告書に含め、居住者の買入又は売却として報告すること。

・円払証券に係る償還金の非居住者への支払：22

—— 報告者が非居住者から寄託されている日本国債等の国内債及び非居住者発行円建外債（サムライ債）に係る償還金を支払った場合が該当。

—— 居住者が海外で発行した外債（ユーロ円債を含む）に係る償還金の支払いは除く。

・外貨証券に係る償還金の受領：23

—— 報告者が保有する、又は報告者が他の居住者から寄託されている外貨証券（居住者発行ユーロ円債券等を含む）に係る償還金を非居住者から受領した場合が該当。

—— 本邦にある銀行等、金融商品取引業者に外貨証券を寄託している者は、当該外貨証券に係る償還金の受領を後述の「銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引（200）」として記入すること。

—— 非居住者が本邦で発行した外債等に係る償還金の受領については、報告者が支払代理人として受領した場合を除く。

ロ. 「証券発行体の区分」欄

外貨証券、円払証券のそれぞれについて非居住者発行証券（外貨証券 01、円払証券 03）と居住者発行証券（外貨証券 02、円払証券 04）に区分して記入すること。

ハ. 「約定年月日」欄

(イ) 指定報告機関以外の者は、約定日を「99」としたうえで、8桁（YYYYMM99）とすること。

—— 取得譲渡の一括報告者及び媒介等取引の一括報告者は、報告対象月中に受渡しを行った証券の取得又は譲渡について、当該受渡しに係る約定を非居住者と締結した月毎に記入すること。

—— 承認金融機関、報告省令第 22 条第 1 項に規定する報告機関、報告省令第 22 条第 2 項に規定する報告機関は、報告対象月中の約定を記入すること。外貨証券に係る償還金の受領、円払証券に係る償還金の支払は、償還金の受領又は支払があった日（償還日）の属する月毎に記入すること。

(ロ) 指定報告機関は、約定日を 8 桁（YYYYMMDD）で記入すること。

—— 外貨証券に係る償還金の受領、円払証券に係る償還金の支払は、償還金の受領又は支払があ

った日（償還日）を約定日とすること。

- 報告省令第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定により別紙様式第 13 による報告をしなければならないとされる資本取引を本様式により同時に報告する場合には、当該取引の約定日を 8 桁（YYYYMMDD）で記入すること。

ニ. 「報告者コード」欄

日本銀行が通知する 5 桁のコード番号を記入すること。なお、信託業務を兼営する銀行等は、銀行勘定分（00）と信託勘定分（10）を別葉で作成し、勘定区分を明記すること。

- 信託勘定の報告は、個別勘定毎に区分せず、全ての信託勘定を合算のうえ一括して報告すること。

ホ. 「書類番号」欄

共通項目（取引種類 4 種×証券発行体の区分 4 種×報告者コード×勘定区分 2 種=32 種）の組合せが異なる毎に別葉にして記入すること。その際、報告書番号は全葉を通じて 0001 番からの 4 桁の連続番号を付すこと。

- 共通項目の記入内容が同一となる報告書が複数枚にわたる場合でも、報告者名称等や共通項目は全葉に記入すること。

(3) 明細項目

イ. 「証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域」欄

非居住者発行証券に係る取引については当該証券の発行体の所在国等を、居住者発行証券に係る取引については当該取引の相手方（非居住者）の所在国等を、それぞれ報告省令別表第 2 により記入すること。ただし、ADR などの外国預託証券については、原株式（資産）の発行体の所在国等を記入することとし、発行体の所在国等が日本の場合は、その他（999）とすること。また JDR は、国内発行の預託証券として取り扱うこと。

- 居住者発行ユーロ円債を米国籍の証券会社ロンドン支店から買入れた場合は、英国として報告すること。
- 報告省令別表第 2 には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。発行体が国際機関の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。発行体が欧州連合の場合は、「欧州連合（821）」と記入すること。ただし、発行体が欧州投資銀行の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。
- 本邦の国籍を有する非居住者（海外の事務所に勤務する目的で海外に滞在する者など）との売買についても、当該非居住者の所在国等を記入すること。

ロ. 「証券種類（外貨証券）又は証券銘柄（円払証券）」欄、「証券種類コード」欄、「証券銘柄コード（円払証券）」欄

証券は、外貨証券及び円払証券のそれぞれの区分により本報告書裏面に定める証券種類コード（3 桁）を記入すること。また、外貨証券は証券種類名称を、円払証券は証券銘柄名称及び証券銘柄コード（4 桁）を該当欄に記入すること。

- 円払証券の証券銘柄コードは、証券コード協議会の定める 4 桁の銘柄コードを記入すること。当該証券に銘柄コードがない場合及び銘柄コードが 4 桁以外の場合は、「9999」を記入すること。
- 円払証券の銘柄記入は、証券の内容が確認できる程度の記入でよい。
- 外国預託証券の証券種類は、原資産に応じて判別すること。

(証券種類と報告対象等)

【外貨証券】

<非>非居住者発行：非居住者が発行した株式・債券等（ユーロ円建の証券を含み、本邦で発行した円建証券を除く。また、ADR 等の外国預託証券を含む）。

<居>居住者発行：居住者が海外で発行した債券等（ユーロ円建の証券を含む）。

コード	証券種類名称	外貨証券		報告対象 ○報告対象、△報告対象となり得るもの
		非	居	
100	株式	○	△	株式のほか、ADR 等の株式預託証書、出資の持分。 —— 優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持つものは「株式」に含める。なお、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものは「その他債券」に含める。
110	株式配当	△	—	【非居住者発行】配当として取得した株式（取得価格は当該株式の時価で記入）。
120	新株予約権等	○	△	新株予約権（新株予約権証券、新株予約権証書）、新投資口予約権（新投資口予約権証券）、カバードワラント。
160	投資信託に係る株式及び受益証券*	○	△	投資信託に係る株式及び受益証券。
210	国債	○	△	【非居住者発行】外国政府が発行した国債。 【居住者発行】日本政府が発行した外貨建国債。
220	政府機関債	○	△	【非居住者発行】米国のFNMA債など政府系機関（政府による出資比率が50%超の機関を含む）や財務公社が発行した債券（当該機関が発行したモーゲージ債を含む）。 —— TBA 取引によるモーゲージ債の取得譲渡を含む。 【居住者発行】日本の政府関係機関（政府による出資比率が50%超の機関を含む）が発行した外貨建（ユーロ円建てを含む）債券。
230	国際機関債	○	—	【非居住者発行】ドル建世銀債など国際機関が発行した債券。
240	地方債	○	△	【非居住者発行】国に準ずる地方公共団体（米国の州政府などを含む）が発行した債券。 【居住者発行】日本の地方公共団体が発行した外貨建債券。
290	その他債券（事業債等）	○	○	【非居住者発行】非居住者が発行した債券のうち国債、政府機関債、国際機関債、地方債以外の債券。 【居住者発行】日本の事業法人等が海外で発行した債券のうち国債、政府機関債、地方債以外の債券。 —— 社債的受益権を含む。 —— 優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものは「その他債券」に含める。なお、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持つものは「株式」に含める。
310	譲渡性預金証書	△	△	譲渡性預金証書のうち指名債権でないもの。
320	コマーシャル・ペーパー	○	△	企業が発行したコマーシャル・ペーパー。
399	その他の証券	○	○	【非居住者発行】非居住者が発行した上記以外の証券。 【居住者発行】居住者が海外で発行した上記以外の証券。

【円払証券】

<居>居住者発行：居住者が国内で発行した日本株式、国内債等で円建のもの(国内発行の預託証券（JDR）を含む）。

<非>非居住者発行：非居住者が国内で発行した円建証券（円建外債（いわゆるサムライ債）等）。

コード	証券種類名称	円払証券		報告対象 ○報告対象、△報告対象となり得るもの
		居	非	
100	株式	○	△	株式、出資の持分。 —— 優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持つものは「株式」に含める。なお、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものは「社債」に含める。
120	新株予約権等	○	△	新株予約権（新株予約権証券、新株予約権証書）、新投資口予約権（新投資口予約権証券）、カバードワラント。
160	投資信託に係る株式及び受益証券*	○	△	投資信託に係る株式及び受益証券。
210	国債	○	—	【居住者発行】日本政府が発行した国債。
240	地方債	○	—	【居住者発行】日本の地方公共団体が発行した債券。
250	特殊債	○	—	【居住者発行】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて「特殊債」として定義されるもの。 —— 同コードに定義されていない日本の政府関係機関が発行した債券を含む。
260	金融債	○	—	【居住者発行】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて「金融債」として定義されるもの。
270	社債	○	—	【居住者発行】日本の事業法人が発行した債券。 —— 社債的受益権を含む。 —— 優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものは「社債」に含める。なお、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持つものは「株式」に含める。
280	円建外債	—	○	【非居住者発行】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて外国債券として定義されかつ円建の債券、非居住者が本邦で発行した円建債券。 —— 二重通貨債券、逆二重通貨債券は外貨証券。
310	譲渡性預金証書	—	△	【非居住者発行】譲渡性預金証書のうち指名債権でないもの。
320	コマーシャル・ペーパー	○	△	企業が発行したコマーシャル・ペーパー。
499	その他の証券	△	△	【居住者発行】居住者が発行した上記以外の証券。 【非居住者発行】非居住者が発行した上記以外の証券。

※投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び類似する外国の法令に準拠して設定されている会社型投資信託の投資証券及び契約型投資信託の受益証券が該当（例えば、ETF や REIT にも対象となるものがあり得る）。会社型投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 12 項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人が該当。契約型投資信託には、同法律第 2 条第 1～3 項に規定された「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」及び類似する外国の法令に準拠して設定された投資信託が該当。

ハ、「長短区分」欄

証券は原契約期間（発行から償還までの期間）が 1 年を超えるか否かを基準に中長期（00）と短期（01）に区分のうえ記入すること。ただし、国庫短期証券については原契約期間に拘らず、短期（01）と記入すること。また、株式等（証券種類コード 100 番台）は何も記入しないこと。

ニ、「外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分」欄

(イ) 報告者が銀行等又は金融商品取引業者以外の場合

報告者が非居住者との間で直接行った外貨証券に係る取引を「自己取引」（100）として記入すること。また、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に非居住者との取引の媒介等を依頼した場合は「銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引」（200）として記入すること。

—— 本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者（居住者）が直接の相手となる取引（店頭取引）は含めない。

(ロ) 報告者が銀行等又は金融商品取引業者の場合

報告者が非居住者との間で直接行った取引を「自己取引」（100）として記入すること。報告者が、本邦に所在する他の銀行等又は金融商品取引業者に非居住者との取引の媒介等を委託した場合は「銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引」（200）として記入すること。また、報告者が他の居住者からの委託を受け非居住者との間で取引の媒介等を行った場合は、当該居住者を報告書裏面に定める投資家の業態に区分し該当するコード(300 番台又は 400 番台)を記入すること。

—— 投資家の業態は「(1) ロ.『報告者の区分』欄」を参照のうえ記入すること。

—— 「投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人」には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 12 項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人を含む。

ホ、円払証券に関する媒介等取引の報告

A. 自己取引のみ報告する者

本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に非居住者との取引の媒介等を依頼した取引を除いて報告し、報告者が非居住者との間で直接行った取引のみ記入すること。

—— 媒介等取引の依頼を受けた銀行等、金融商品取引業者が当該取引を報告すること。

B. 他の居住者と非居住者との媒介等を行った者（銀行等又は金融商品取引業者）

他の居住者と非居住者との取引の媒介等を行った本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者は、報告者自身が契約当事者となる自己取引に媒介等取引分を合算して記入すること。

ヘ、「売買金額」欄

(イ) 取得譲渡の一括報告者及び媒介等取引の一括報告者は、実際の取得価格（買入）又は譲渡価格（売却）を記入すること。

(ロ) 承認金融機関、報告省令第 22 条第 1 項に規定する報告機関、報告省令第 22 条第 2 項に規定する報告機関及び指定報告機関は、売買契約における契約価格を記入すること。ただし、契約価格には売買関係手数料を含めないこと。

—— 報告省令別紙様式 26「資産負債状況報告書」を提出する報告者にあつては、利付債券の経過利子の受払は契約価格に含めないこと。

—— 償還金の受払については、実際の受取又は支払額を記入すること。

ト. 「原通貨コード」欄

証券の券面通貨について、報告書裏面に定める通貨コード（3桁）を記入すること。

—— 証券券面の通貨と異なる通貨で償還金の受払がなされた場合は、実際の受払のあった通貨コードを記入すること。

チ. 「決済年月」欄

受渡し決済の年月を6桁（YYYYMM）で記入すること。

—— モーゲージ債のTBA取引については、現物（プール）の受渡し決済の年月を記入すること。

(4) その他

イ. 指定報告機関以外の報告者

報告事項のない場合は、本報告書の提出を要しない（「該当なし」の報告は不要）。

ロ. 指定報告機関

報告事項のない場合は、「該当なし」と記載して報告すること。

—— 報告事項に誤り等があった場合は、速やかに訂正の報告を行うこと。